

次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

710年、〔 ① 〕が奈良に新たな都城②を築いてから、奈良に都がおかれた約80年間は奈良時代といいます。奈良時代の政治の基本となったのは、中国にならって作られた〔 ③ 〕制度でした。

〔 ③ 〕制度のもと、中央には二官八省をはじめとした役所④が設置され、地方行政の制度⑤も整備されました。税制度は厳しく、農民には多くの負担⑥が課されました。

奈良時代の半ばになると、農民の逃亡で社会が不安定になり、土地制度の改革が始まりました。723年には、新たに開墾した土地の私有を三代まで認める法令を定めましたが、効果はありませんでした。そこで〔 ⑦ 〕は743年に開墾した土地の永久私有を認める〔 ⑧ 〕を定めました。

この結果、貴族や寺社は逃亡農民を利用して新たな土地を開発し、農業生産力が増大しました。しかし、新たに開墾された土地は〔 ⑨ 〕という私有地になり、大貴族や寺社が力をつける結果になりました。

(1) 〔 ① 〕に入る天皇の名前を答えなさい。

(2) 奈良に新たな都城②の名前を答えなさい。

(3) 〔 ③ 〕に入る天皇の名前を答えなさい。

(4) 二官八省をはじめとした役所④について、八省を統括する最高政治機関の名称を答えなさい。

(5) 地方行政の制度⑤について、都から派遣された地方長官の役職名を答えなさい。

(6) 農民には多くの負担⑥について、都に地方の特産品を納める税は何か答えなさい。

(7) 〔 ⑦ 〕に入る人物に関わりの深い寺院をア～エの中から選び記号で答えなさい。

ア 法隆寺 イ 東大寺 ウ 延暦寺 エ 唐招提寺

(8) 〔 ⑧ 〕に入る法令の名前を答えなさい。

(9) 〔 ⑨ 〕にあてはまる語を答えなさい。

(1)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)
(9)	

- (1) 奈良に都を遷したのは元明天皇です。
- (2) 元明天皇によって奈良に築かれた都城は平城京です。それ以前は持統天皇が694年に築いた藤原京に都がおかれていました。
- (3) 701年に制定された大宝律令を基本とした、律令制度によって治められました。
- (4) 律令制度で八省を統括し、中央の政治を司ったのは太政官（だいじょうかん）です。
- (5) 都からは国司が派遣され、地方豪族が郡司・里長に任ぜられました。
- (6) 特産品を治める税は調、労働の代わりに布を納める税が庸で、都に納めました。収穫の3%を治める租は国司に納めました。
- (7) ⑦に入るのは聖武天皇です。聖武天皇は東大寺に大仏を建て、正倉院に遺品が納められました。法隆寺は聖徳太子、延暦寺は最澄、唐招提寺は鑑真と関わりが深い寺院です。
- (8) 743年に制定され、土地の私有を認めた法律は墾田永年私財法です。
- (9) 私有地は荘園とよばれ、後に不輸不入権を持った寺社や大貴族に集中していきました。

(1) 元明天皇	(2) 平城京
(3) 律令	(4) 太政官
(5) 国司	(6) 調
(7) イ	(8) 墾田永年私財法
(9) 荘園	